



外壁の活用例①（旬の台所はたごや助六、池上町1-6）

- に、その工事費の一部を補助します。
- お部屋のアクセントとして、また、建物の外観など、大谷石の特徴を生かした空間づくりなどに、ぜひご利用ください。
- ◎対象となる建物、補助要件および補助金額（抜粋）
- ① 対象
事務所、店舗、店舗等併用住宅
 - ② 要件
内外装の材料として大谷石を10平方メートル以上使用する場合。
 - ③ 補助額
内外装として大谷石を利用した際に要する経費の30%（上限は50万円）
- 大谷町周辺から産出された天然の大谷石が対象です。

栃木県では、県内における県産石材の活用を促進すること、石材産業の振興を図ることを目的に「とちぎ県産石材活用促進事業」を実施しています。その中で、一般の中小企業者を対象とした「県産

3 とちぎ県産石材活用促進事業

問合せ
宇都宮市産業政策課
大谷地域振興グループ
☎63212427



内壁の活用例
（原価酒場、馬場通り2-3-9）

- 内外装とは、建物の内壁、外壁、床材、テラス、ポーチをいいます。
- 飲酒業（カクテル専門店である場合を除く）、風俗業および遊戯業の用に供する建物は対象外となります。
- その他詳細はお問い合わせください。
- ① 対象石材
県内で産出された大谷石、芦野石または深岩石が対象となります。
 - ② 申請対象者
県内に事務所または事業所、店舗等がある次の方が申請できます。
- 中小企業者
●商店街振興組合または商店会等の団体
●商工会議所または商工会

「石材利活用事業」について
ご紹介します。

◎県産石材利活用事業
県産石材の地産地消の拡大を目的として、中小企業者等が事務所、店舗等の新築、増改築または模様替などに県産石材を利活用する場合に、その経費の一部を支援します。



内装装飾としての活用例
（イタリアントマトカフェ宇都宮オリオン通り店、曲師町4-1三笠ビル1F）

問合せ
栃木県工業振興課
地域産業担当
☎6233198

- ④ 補助金額
補助対象経費の2分の1以内（上限100万円、下限10万円）。
- その他詳細はお問い合わせください。
- ③ 補助対象経費
県産石材の利活用に係る材料費と工事に要する経費が助成の対象となります。

特集2：大谷石活用で使える補助金制度

中心商業地での大谷石活用にさまざまな補助制度があります

栃木県や宇都宮市の補助制度紹介

本誌でも何度かお伝えしていますが、中心商業地に新規出店する方には、さまざまな補助制度があります。大谷石活用も補助対象です。代表的な制度を、ピックアップしてご紹介します。

1 中心商業地新規出店促進事業補助金

宇都宮の中心商業地にある、条件を満たした賃貸物件および大谷石蔵に新規出店し、補助金受給資格認定を受けることで、内装改裝費や家賃など一部費用に対して補助が受けられる制度です。詳細はお問い合わせください。

問合せ
宇都宮商工会議所
地域振興部
宇都宮市商工振興課
☎6373131
☎63212434

2 大谷石利用促進補助制度

市内で住宅や店舗などの新築、取得、増築、改築および模様替などを行った際、内装の材料として大谷石を利用した皆さん

中心商業地新規出店促進事業補助金対象エリア



ホームページ <http://www.u-cci.or.jp/finance/sinkisyutten.html>

補助金概要（平成23年4月1日現在）

対象物件	①対象エリア内にある物件 ②大谷石蔵 ※対象エリア内での移転および同一経営者の業種変更等は対象外		
対象エリア	①一般店舗は、対象エリアマップのとおり ②大谷石蔵活用店舗は、宇都宮市で定めた「中心市街地活性化基本計画対象区域内」が対象になります		
対象業種	小売業、飲食業、サービス業、その他市長が適当と認める業種 ※オフィス利用や、飲酒業（カクテル専門店は可）、風俗業および遊戯業は対象になりません		
補助内容	対象経費		補助率
	経営財務診断費	専門家の経営財務診断に要した費用（申請時・開店6カ月後）	30%
	内装改造費	①一般店舗 天井・壁・床・塗装・サイン工事が対象 ②大谷石蔵活用店舗 天井・壁・床・塗装・サイン・電気・給排水工事が対象 ③商店街等が自ら定めたコンセプトに基づき誘致するもの・商店街等が自ら行うものであって市長が別に認めるもの 天井・壁・床・サイン・電気・給排水工事が対象	50%
	家賃	店舗開店から6カ月が対象、上限8,000円/坪	30% 40% 50%
	特例加算	①おもてなし事業 おもてなしコーナーの設置、バリアフリー仕様の店作り、夜間照明設備等の設置をした場合 ②大谷石活用事業 大谷石を活用した内外装工事をした場合 ※宇都宮市大谷石利用促進事業補助金との併用はできません	30%
申込条件	①店舗における経営を2年以上継続できること ②店舗を転賃して業務を行うものでないこと ③市税を滞納していないこと ④専門家（中小企業診断士）による経営財務診断を受けること ⑤出店（予定）店舗が1階または2階にあること（カクテル専門店は1階を除く） ※その他いくつかの条件がありますので、詳細はお問合せください		
申込書類	①申込書（所定の様式） ②店舗の賃貸借契約書・重要事項説明書の写し ③店舗に係る契約金等の領収書の写し ④2年以上の営業継続を行う宣誓書（所定の様式） ⑤商店街、商工会議所その他近隣者との協力関係を明らかにする書面の写し（商店街がない場合は、自治会への加入を明らかにする書面の写し） ⑥出店者の事業概要書（所定の様式）・専門家による経営財務診断書 ⑦特例加算申告書（認定を受ける場合のみ）（所定の様式） ⑧特例業種の場合は認定書の写し（商店街による証明印のあるもの）		
申込締切	店舗開店後、60日以内となります		